

5 空家等対策の実施体制

(1) 住民からの相談への対応体制

空家等に関する相談の内容としては、所有者等による空家等の今後の利活用方針に関するものから、空家等が周辺に及ぼしている悪影響に関する近隣住民による苦情・相談まで幅広く存在します。

本庄市は、住民等からの空家等に関する相談に対して、総合窓口（都市計画課）を設け、空家等全般の相談に応じるほか、内容に応じて関係部局や関係団体と連携を図り、空家等の解消に努めます。

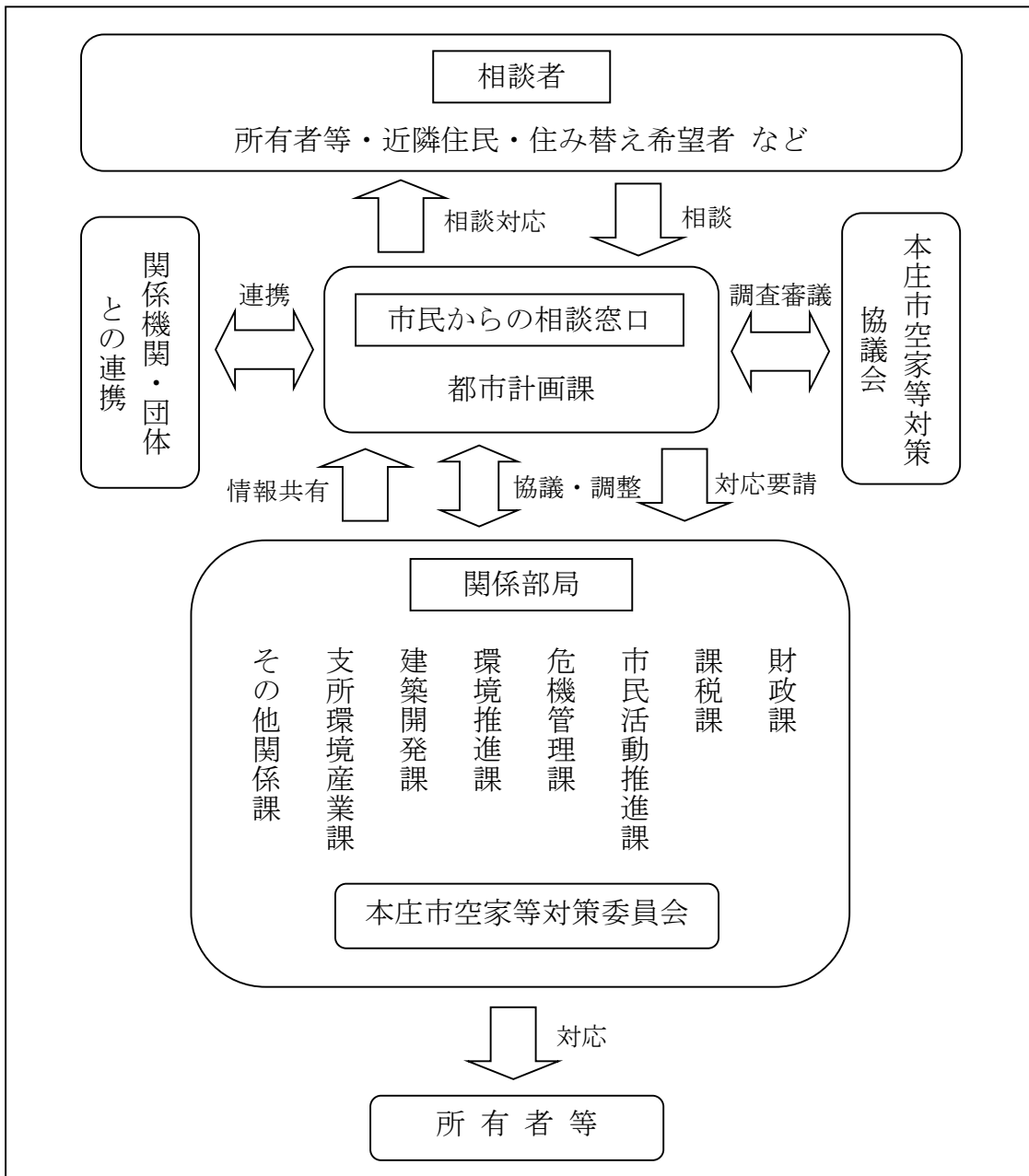


図13 空家等対策に関する実施体制

(2) 空家等対策の実施体制

空家等の対策については庁内の様々な部局が関係することから、下記のような実施体制を構築するとともに、必要に応じて関係部局と対策に関する協議を行います。

○主な相談内容による担当部局

相談内容	担当部局
空家等総合窓口	都市計画課
利活用に関する相談	都市計画課
除却に関する相談	
適正管理に関する相談	
空き家バンク	
管理不全な空家等への対応	都市計画課
	建築開発課
	環境推進課
	支所環境産業課

(3) 本庄市空家等対策協議会

本市では、空家等対策の総合的かつ計画的な推進に向けて、学識経験者等の意見を踏まえ、空家等対策に関する協議及び調査審議を行うことを目的とした、法第7条に基づく「空家等対策協議会」を設置しています。

○本庄市空家等対策協議会委員選出団体一覧

会 長	市長
委 員	弁護士
	(公社) 埼玉県宅地建物取引業協会 本庄支部
	(公社) 全日本不動産協会 埼玉県本部
	(一社) 埼玉建築士会
	埼玉土地家屋調査士会
	本庄市自治会連合会 (本庄地域)
	本庄市自治会連合会 (児玉地域)
	本庄市議会議員
	本庄市社会福祉協議会
	本庄商工会議所

(4) 本庄市空家等対策委員会

本市では、本計画の策定、変更、推進に関する協議をするため、「本庄市空家等対策委員会」を設置しています。また、同委員会では、特定空家等の判断基準や各課で実施する空家等に関する対策の調整及び検討等についても行います。

○本庄市空家等対策委員会委員一覧

委員長	副市長
副委員長	都市整備部長
委員	企画財政部長
	総務部長
	市民生活部長
	経済環境部長
	児玉総合支所長

(5) その他空家等対策の実施に関する事項

ア：国との連携

本計画に基づく空家等に関する対策を適切かつ円滑に実施するため、国による補助、地方交付税制度等を活用します。

また、国の研修会等により、新規事業・支援策等の情報収集を行います。

イ：埼玉県との連携

埼玉県が行っている「埼玉県空き家対策連絡会議」等により、情報交換等による連携を図ります。

ウ：他市町村との連携

「埼玉県北部地域空き家バンク制度」等を共同実施している北部地域周辺6市町や、その他県内市町村と連携し、情報交換や課題研究等を行います。

また、空家等対策の先進地等の情報収集に努め、本市の空家等対策の発展に努めます。